

羅臼地方卸売市場業務規程

第2節 買受人

(買受人の定義)

第4条 買受人とは、市場内において生鮮食料品等の卸売を受けることにつき、組合の承認を受けているものをいう。

(買受人の承認等)

第5条 買受人になろうとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を組合に提出し承認を受けなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 商品及び主たる業種名
- (3) 承認を受けて買受人の業務を行おうとする取扱品目
- (4) 市場における1年間の買受見込額（消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）を含む。）
- (5) 法人である場合にあつては、資本又は出資の額及び役員の氏名
- (6) その他組合が必要と認める書類

2 組合は、前項の承認をする場合においてその者が次の各号の一に該当するときはその承認をしないものとする。

- (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 買受人の承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。
- (3) 法人であつてその業務を執行する役員のうちに前号までの一に該当する者であるとき。
- (4) 組合の常勤役員及び使用人であるとき。

3 買受人は、市場内において組合が定める記章等を着用しなければならない。

(保証金の預託)

第6条 買受人は、別に定めのある者を除き、組合に保証金を預託しなければならない。

(名称変更等の届出)

第7条 買受人は、次の各号の一に該当するときは遅滞なく、その旨を組合に届け出なければならない。

- (1) 当該業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- (2) 第5条第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる事項に変更があつたとき。
- (3) 当該業廃止したとき。

(買受人の承認の取消し)

第8条 組合は、買受人が第5条第2項第1号第3号若しくは第4号のいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるとき並びに当該買受人がその承認の取消しを申し出たときは、その承認を取消すものとする。

2 組合は、買受人が次の各号の一に該当するときは、その承認の取消し、又は売買取引の全部若しくは一部を停止することができる。

- (1) 正当な理由がないのに、第5条第1項の承認の通知を受けた日から起算して1ヶ月以内にその業務を開始しないとき。
- (2) 正当な理由がないのに引き続き1ヶ月以上その業務を休止したとき。
- (3) 売買取引に関し不正又は不当な行為があると認めるとき。

羅臼地方卸売市場業務細則

(目 的)

第1条 この業務細則は、羅臼地方卸売市場業務規程（以下「規程」という。）の円滑なる運用をはかることを目的とする。

(買受人の承認申請)

第2条 買受人になろうとする者は、規程第5条第1項に定めるもののほか、次の書類を組合に提出しなければならない。

- (1) 買受人承認申請書（別記様式第1号）
- (2) 誓約書（別記様式第2号）
- (3) 職歴（別記様式第3号）
- (4) 戸籍謄本又は住民謄本
- (5) 事業計画書（別記様式第4号）
- (6) 資産証明書又は登記簿謄本
- (7) 営業証明書

2 法人の場合は前項に定める書類（前項第3号及び第4号に規定するものを除く）のほか、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 定款及び規約
- (2) 貸借対照表
- (3) 財産目録
- (4) 法人登記簿謄本

(買受人の承認決定の方法)

第3条 買受人の承認は、規程第5条第2項各号に規程するものを除き、次の各号を満たすもので買受人として営業を行う資力、信用及び企業力を有すると認められるものを組合が理事会の議決によりこれを承認することができるものとする。

- (1) この地区内に住所又は事業所（事務所を含む）を有するもの。
- (2) 鮮魚卸売業又は海産加工もしくは小売販売業を営んでいるもの。
- (3) 新たに買受人の承認を受ける場合、既存の買受人との過去3ヶ年の買受した取引の状況があるもの。
- (4) 規程第5条第2項各号に定める制限事項が解除されたもの。

(買受人の承認証)

第4条 組合が、買受人を承認したときは、申請者に通知し別に定める承認証を交付する。

- 2 買受人の資格を失ったときは、直ちに承認証を組合に返納しなければならない。

(買受人に交付する承認証の様式)

第5条 前条に定める承認証の様式は、別記様式第5号によるものとする。

(セリ参加者の登録)

第6条 買受人がセリに参加する場合、事前に組合へセリ行為を行う者を別記様式6号により届出し、登録しなければならない。

(取引約定書及び水産物売買代金支払約定書)

第7条 買受人は組合に取引約定書を差入れするものとし、更に、売買取引に関しては、道漁連所定の水産物売買代金支払約定書を差入れしなければならない。

- 2 取引約定書及び水産物売買代金支払約定書の有効期間は2年とし、それ以降は自動更新とする。

ただし、次の事項に変更がある場合は、新たに差入れするものとする。

- (1) 住所、氏名又は名称、商号等に変更がある場合。
 - (2) 連帯保証人が変更となる場合。
 - (3) その他組合が必要と認めた場合。
- 3 次の各号に該当する買受人については取引約定書の差入れを不要とする。
 - (1) 漁業協同組合及び道漁連。
 - (2) 道漁連の協同会社。
 - (3) 地方自治体。
 - (4) その他、特別に組合長が認めたもの。

(保証金)

第8条 買受人に承認された場合、300,000円の基本保証金を預託しなければならない。

- 2 保証金は、全額北海道漁業協同組合連合会へ再預託する。
- 3 保証金には利息を付けないものとする。
- 4 取引約定書の差入れを不要とされた買受人については基本保証金の預託を不要とする。